

新潟県条例第16号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により指定を受けた離島振興対策実施地域内において、製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、<u>情報サービス業その他法第20条の総務省令で定める事業</u>の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、離島振興対策実施地域における産業を振興することを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する事業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備を含むもの（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該工場等に含まれる対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（法第2条第2項の規定による<u>主務大臣</u>の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により指定を受けた離島振興対策実施地域内において、製造の事業、<u>ソフトウェア業若しくは旅館業</u>（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に対し、奨励措置を行うことにより、離島振興対策実施地域における産業を振興することを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する<u>製造の事業、旅館業又はソフトウェア業</u>の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備を含むもの（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該工場等に含まれる対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（法第2条第2項の規定による<u>国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣</u>の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力</p>

を失う。 3・4 (略)	を失う。 3・4 (略)
-----------------	-----------------

附 則

この条例中第1条及び第2条第1項第2号の改正は平成25年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。